

うるま市告示第168号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第5条の2第1項の規定により、下記の住居表示を実施するため、字の区域の変更及び町(丁目)の新設案を別図1、別図2のとおり公示する。

なお、同法同条第2項の定めるところにより、公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者でうるま市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、うるま市長に対し、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

平成26年11月20日

うるま市長 島袋俊夫

記

1 実施区域

別図1に示す字安慶名の一部、字田場の一部及び字西原の一部を、新たに別図2に示す安慶名一丁目、安慶名二丁目及び安慶名三丁目とする。

2 公示期間

平成26年11月20日～平成26年12月20日

3 連絡先

うるま市役所 都市計画部 区画整理課
電話 098-965-5606

別図 1



0 100 200 300m
1:5000

別図 2

